

療に関する法律、平成 10 年 10 月 2 日 法律第 114 号、最終改正 平成 20 年 6 月 18 日 法律第 73 号。

11) 地域保健対策の推進に関する基本的な指針、平成 6 年 12 月 1 日 厚生省告示第 374 号、最終改正 平成 17 年 6 月 29 日 厚生労働省告示第 289 号。

12) 松浦十四朗、新田則行、中山厚子：介護保険施設に対する感染症等予防指導マニュアル、平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金(健康科学総合研究事業)「総合的な地域保健サービスに関する企画立案及び事業管理に関する研究」、2006 年 2 月。

<http://www.ohcd.jp/manual/kaigoshisestukan/senyobo.html>

13) 高齢者介護施設における感染対策マニュアル、平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)「高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究」、2005 年 3 月。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>

14) 東京都福祉保健局編、社会福祉施設・事業者のためのノロウィルス対応標準マニュアル、社会福祉法人東京都社会福祉協議会、2006。

15) 社会福祉施設等における感染症予防チェックリスト、東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課発行、

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iry/o/kansen/chetukurisuto/index.html>

16) 感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き、厚生労働省、2004. 1. 30.

17) ノロウィルスに関する Q&A、厚生労働省ホームページ内、

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.htm>

18) ノロウィルス感染症とその対応・予防(医療従事者・施設スタッフ用) 2006. 12. 18 版、国立感染症研究所感染症用法センターホームページ内。

## 分担研究報告

感染症の早期発見のための保健所保健師活動ガイドライン

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）  
分担研究報告書

## 感染症の早期発見のための保健所保健師活動ガイドライン

研究分担者 小池亜紀子 栃木県県南健康福祉センター主査

**研究要旨：**昨年度実施した、全国の感染症担当保健所保健師を対象とした活動実態調査結果の詳細な分析に文献検討を加え研究者間で討議し、感染症対策における平常時の保健所保健師として重要なとなる活動を明確にすると共にその活動方法を検討し、感染症の早期発見のための保健所保健師活動ガイドラインを作成した。そのガイドラインについて、感染症担当の保健所保健師、並びに、入職3～4年目の保健師、その他の保健所内職種、保健所保健師対象の研修担当職員へのヒアリング、並びに、自記式意見記入用紙により意見収集した。その結果、意見はあまりなかったが、その内容は平常時からの地域診断の視点のさらなる具体化を求めるものであった。これらの意見に基づき、感染症の早期発見のための保健所保健師活動ガイドラインを精錬した。

### 研究協力者

工藤奈織美 自治医科大学看護学部講師  
小川 貴子 自治医科大学看護学部助教  
舟迫 香 栃木県県南健康福祉センター

### A. 研究目的

保健師は、他地域の感染症流行情報や住民・関係機関の相談・情報、並びに、その他の管内地域の情報から、管内の感染症の発生・まん延の可能性を探索・察知できるようにしておくことが重要である。

本研究の目的は、感染症の早期発見のための保健所保健師の活動実態を調べ、その成果と課題から重要なとなる保健師の活動や活動方法を明らかにし、感染症の早期発見のための保健所保健師活動のガイドラインを示すことである。

### B. 研究方法

昨年度調査結果の詳細な分析に文献検討を加え研究者間で討議し、感染症対策における平常時の保健所保健師として重要なとなる活動を整理し、その活動方法を検討した。その結果に基づき、感染症の早期発見のための保健所保健師活動ガイドラインの案を作成し、感染症担当の保健所保健師、並びに、入職3～4年目の保健師、その他の保健所内職種等へのヒアリング、並び

に、自記式意見記入用紙による意見収集によりガイドラインを精錬した。  
(倫理的配慮)

ヒアリング、並びに、自記式意見記入用紙による意見収集を依頼する対象者の所属施設長に対し、文書により本研究の趣旨及び協力を依頼し、了解を得た。ヒアリング対象者に対し、文書により本研究の趣旨等を説明し、文書又は口頭により研究協力への同意を得た。自記式意見記入用紙による意見収集を依頼する対象者へも文書により同様に説明し、自記式意見記入用紙の返信をもって同意が得られたとみなした。

### C. 研究結果

#### 1 感染症の早期発見のために重要な保健所保健師の活動

昨年度調査結果の詳細な分析に文献検討を加え研究者間で討議し、感染症の早期発見のために重要なとなる保健所保健師の活動を整理した。

その結果、感染症の早期発見のために重要なとなる保健所保健師の活動は、平常時からの地域診断、及び情報収集活動、と整理された。

#### 2 感染症の早期発見のための保健所保健師活動ガイドラインの作成

前述した感染症の早期発見のために重要なとなる保健所保健師の活動を骨子に、調査や文献検

討、研究過程で知り得た保健所保健師の視点を取り入れ、ガイドラインを作成した。

### 3 感染症の早期発見のための保健所保健師活動ガイドラインについての意見

感染症の早期発見のための保健所保健師活動ガイドラインについて、「実践に即した現実的かつ有用性のあるものかどうか」、「不足している視点や内容はあるか」、「その他の意見はあるか」という点からヒアリング又は自記式意見記入用紙による意見収集をした。対象は、4都県、12カ所の保健所等の感染症担当保健所保健師（経験者を含む）12名、入職3～4年目の保健師4名、その他の保健所内職種6名、研修担当保健師1名、計23名であった。

その結果、意見はあまりなかったが、その内容は、「平常時からの地域診断」について、もう少し具体的に記載されているとよい、感染症保健活動に特化した簡便なアセスメントツール等があると大変役立つ、感染症の大規模な集団発生が起きた場合には事務職を含めて感染症業務に不慣れな職員も疫学調査に従事することになるので疫学調査のチェックポイントがあるとよい、というものであった。

### D. 考察

結果から、収集した意見に基づき、ガイドラインの構成を「感染症対策に関わる平常時からの地域診断」と「情報収集活動」とし、「感染症対策に関わる平常時からの地域診断」の項について内容を精錬した。収集した意見から、感染症の早期発見とまん延防止を目的とした保健師の情報収集の視点に疫学的視点を加え、感染症対策に関わる平常時からの地域診断の視点を整理し直した。保健師活動の基本となる地域診断に加え、感染症の早期発見とまん延防止の観点から特化した地域診断の視点があるのかどうかについては、感染症担当保健師へのさらなる調査などを加え、明らかにしていく必要があると考える。

### E. 結論

昨年度実施した、全国の感染症担当保健所保健師を対象とした活動実態調査結果の詳細な分析に文献検討を加え研究者間で討議し、感染症対策における平常時の保健所保健師として重要な活動を明確にすると共にその活動方法を検討し、感染症の早期発見のための保健所保健師活動ガイドラインを作成した。そのガイドラインについて、感染症担当等の保健所保健師、並びに、その他の保健所内職種へのヒアリング、並びに、自記式意見記入用紙により意見収集した。その結果、意見はあまりなかったが、その内容は平常時からの地域診断の視点のさらなる具体化を求めるものであった。これらの意見に基づき、感染症の早期発見のための保健所保健師活動ガイドラインの、「感染症対策に関わる平常時からの地域診断」の項を精錬した。この項については、感染症担当保健師を対象とした調査等をさらに加え、明らかにしていく必要がある。

### F. 健康危険情報

なし

### G. 研究発表

1. 工藤奈織美、塚本友栄、鈴木久美子、春山早苗、青木さぎ里、小池亜紀子、舟迫香、山口佳子、大澤真奈美、森仁実、櫻山豊夫：平常時における感染症対策に関わる保健所保健師の活動実態（第2報），日本公衆衛生雑誌，55(10)特，336，2008.
2. 櫻山豊夫、工藤奈織美、塚本友栄、鈴木久美子、春山早苗、小池亜紀子、舟迫香、山口佳子、大澤真奈美、森仁実：平常時における感染症対策に関わる保健所保健師の活動実態（第3報），日本公衆衛生雑誌，55(10)特，337，2008.

### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

分担研究報告

感染症発生時に備えた

保健所内外の体制づくりのためのガイドライン 1

## 感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりのためのガイドライン 1

研究分担者 山口 佳子 杏林大学保健学部准教授

**研究要旨：**全国保健所の感染症担当保健師を対象とした活動実態調査の結果に関する詳細な分析、文献検討、研究者間での討議により、感染症の発生時に備えた平常時からの保健所体制づくりについて現状と課題を明らかにし、効果的な取り方の要点を体制づくりガイドライン案として整理した。このガイドライン案について、感染症担当の保健所保健師、感染症担当でない保健師、保健師以外の職種を対象に、個別面接、グループインタビュー、自記式意見記入用紙を用いて意見を収集し、研究者間で共有・討議することによって、有用性の確認と精錬を行った。その結果から、体制づくりガイドラインは、現場の感染症担当保健師等にとってわかりやすく、実践的で有用なものであると考えられる。

### 研究協力者

河西あかね 東京都多摩府中保健所

保健対策課感染症対策係

堀 裕美子 荒川区保健所 保健予防課

### A. 研究目的

感染症発生時には、保健所内の関係部署はもとより、健康危機管理部署等、所外の関係部署・機関や住民等との迅速かつ的確な連携・協働が求められる。そのため、感染症発生時に備えて、平常時から保健所内外の体制づくりを行っておくことが必要である。また、保健所の感染症担当保健師には、自分の所属部署や担当業務が組織全体の中でどのような位置づけと役割をもっているのかを理解し、保健所内外の関係部署・機関や住民と積極的に連携・協働できるようになることが期待されている。

そこで、感染症発生時に備えた平常時の保健所内外の体制づくりについて、現状と課題を明らかにし、効果的な取り方の要点をガイドラインとして提示することを目的として本研究を行った。

### B. 研究方法

#### 1. 感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりのためのガイドライン案の作成

文献検討と研究者間での討議により、感染症予防や感染症発生時に備えた平常時における保健所保健師の活動実態を検討するための調査項目を抽出した。

この調査項目に沿って、保健所の感染症担当保健師 6 人（都道府県型保健所 3 カ所 4 人、市区型保健所 2 カ所 2 人）、都道府県本庁感染症対策所管課の保健師 1 人を対象に面接調査を行い、感染症発生時に備えた平常時の保健所保健師活動の実態と課題について詳細に調べた。調査期間は平成 19 年 9 月 18 日から 28 日までであった。

これらの結果に基づいて、都道府県型保健所用と市区型保健所用の 2 種類の自記式調査票を作成し、全国保健所の感染症担当保健師を対象に、平成 19 年 12 月 10 日から平成 20 年 2 月 4 日までに郵送により配布・回収した。回収率は都道府県型保健所 230 人 (58.4%)、市区型保健所 62 人 (50.0%) であった。

これらの調査結果の詳細な分析、文献検討、研究者間での討議により、感染症対策における平常時の保健所保健師活動の要点を抽出し、[A. 感染症予防と早期発見に関わる保健所保健師の活動]、[B. 感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくり]（以下、体制づくりガイドライン案）、[C. 新型インフルエンザ対策に関わる保健所保健師の

活動】からなる〔感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドライン案〕(以下、ガイドライン案)を作成した。

## 2. 感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドライン案に対する意見の収集

1で作成したA～Cのガイドライン案の有用性と改善点について、平成21年1月に、個別面接、グループインタビュー、自記式意見記入用紙により意見を収集した。調査対象は、保健所の感染症担当保健師11人、感染症担当でない保健所保健師2人、都道府県本庁の研修担当保健師1人、都道府県本庁の感染症対策所管課保健師1人、都道府県本庁の感染症対策を所管していない課の保健師1人、都道府県本庁の保健師以外の職種6人(医師、獣医師、薬事衛生監視員、食品衛生監視員、環境衛生監視員、事務系職員)であった。保健所保健師の中には、保健師実務経験3年未満の新人保健師が3人含まれていた。

これらの結果を研究者間で共有し、討議することによって、ガイドライン案の有用性の確認と精錬を行った。

### (倫理的配慮)

方法1の調査票は無記名とし、プライバシー保護等の倫理的配慮について説明した文書を調査票に同封し、調査票の返信をもって調査への同意が得られたものとみなした。

方法1並びに2の面接調査及びグループインタビューについては、対象者の所属施設長に対し、文書により本研究の趣旨及び協力を依頼し、了解を得た。対象者には、文書により本研究の趣旨等を説明し、文書または口頭により研究協力への同意を得た。自記式意見記入用紙の対象者には、文書を用いて同様に説明し、意見記入用紙の返信をもって同意が得られたとみなした。

## C. 研究結果

### 1. 感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりのためのガイドライン案の作成

感染症対策における平常時の保健所保健師活動の要点のうち、感染症発生時に備えた保健所内

外の体制づくりの要点として、表1に示す項目を抽出し、体制づくりガイドライン案を作成した。本稿では、IとVIについて述べる。

表1 感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりの要点

|                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------|
| I 感染症発生時に備えた保健所内の体制整備                                                  |
| 1.第一報の受理から初動体制づくりまで<br>保健所閉庁時の第一報受理体制、保健所開庁時の第一報受理体制、初動体制づくり、管理職不在時の対応 |
| 2.初動対応から終息宣言まで<br>感染者情報の管理、所内関係職員の情報共有、感染症担当保健師と所内職員との協働               |
| 3.終息宣言の後                                                               |
| II 所内職員を対象とする感染症対策のための研修                                               |
| III 関係機関や住民との連携・協働体制づくり                                                |
| 1.関係機関との連携・協働体制づくり<br>地方衛生研究所、医療機関・医師会、市町村、教育委員会                       |
| 2.住民との連携・協働体制づくり                                                       |
| IV 感染症の発生時対応に関するマニュアル                                                  |
| V 感染症の集団発生を想定した訓練の実施                                                   |
| VI 感染症発生時の対応に従事する保健所職員の健康管理                                            |
| 1.感染予防対策                                                               |
| 2.毎日の健康チェックと有症状時の対応                                                    |
| 3.ストレス対策                                                               |

#### 1) 感染症発生時に備えた保健所内の体制整備

##### (1) 第一報受理の体制整備

調査票による調査の結果、感染症発生の第一報を保健所閉庁時に受理する体制は、都道府県型保健所、市区型保健所のいずれも95%以上で整備されていた。しかし、平成19年12月から翌年1月までに発生した中国産冷凍餃子を原因とする薬物中毒事案では、中毒発生時に事業者が保健所と連絡を取ることができず、初動対応が遅れたことを踏まえ、保健所等における24時間365日の対応体制の確保など、健康危機情報を迅速に把握できる体制の確保を図るよう、厚生労働省から都道府県等に要請がなされた<sup>1)</sup>。この事例は感染症によるものではなかったが、「第一報」受理の時点では健康被害の原因や規模がわからない場合が多く、健康危機情報を迅速に把握できる体制づくりは、感染症発生時の対応にも共通する課題と考えられる。

そこで、体制づくりガイドライン案には、保健所閉庁時に確実に第一報を受理できる体制づくりについて記載した。このうち、保健所閉庁時に

かかってきた電話を夜間休日受付へ自動転送する場合、夜間休日受付窓口の職員が、感染症に関する専門的能力を持っているとは限らないため、最低限必要な情報をもれなく収集・記録できる受付票と、それらの情報から所管課を判断できるチェックリストの例を作成し、資料として提示した。

また、保健所開庁時に電話や来所等で第一報が寄せられた場合、最初に対応する職員が所管課の職員であるとは限らない。しかし、第一報受理の時点で把握した情報が初動対応を左右する場合も多いため、できるだけ質の高い情報収集ができるよう、保健所開庁時用の受付票と所管課チェックリストについても例示した。

## (2) 初動体制づくり

調査票による調査の結果、保健所で感染症を担当している保健師数の平均は都道府県型 2.0 人、市区型 4.6 人と少なく、感染症以外の業務を兼任している場合も多かった。そのため、感染症の発生時、とりわけ集団発生時には、感染症担当保健師だけで対応することは困難であり、感染症担当保健師以外の所内職員との協働が不可欠といえる。また、所内の他職種や感染症担当以外の保健師は、感染症担当保健師とは異なる専門性を有していたり、日頃の活動を通して、感染症対策以外の側面から地域の情報を把握していたり、住民や関係機関等とのつながりをもっていたりするため、これらの職員と協働することは、マンパワー不足を補うだけでなく、感染源や感染経路の究明、二次感染予防等の対応をより効果的に行う上でも重要と考えられる。したがって、感染症発生時には、複数の部署が協働して対応すべきと思われる事例はもとより、所管課だけで対応できると思われる事例でも、保健所として組織的に対応する体制を迅速に構築することが必要であり、とくに初動体制づくりが重要となる。

しかし、面接及び調査票による調査の結果、どのような場合にどこに協力を依頼するのか明確な基準がないこと、第一報受理の時点では情報が不十分なため、どの部署が主導権をもって対応するのかが不明確になりやすいこと等の課題が明らか

になった。

そこで、体制づくりガイドライン案には、感染症の発生規模、感染源や感染経路の特徴等に応じて、初動対応においてどの部署のどの職種が主にどのような役割を担うべきかをマニュアル等に明文化しておき、日頃から訓練を行うことや、組織のあり方を含めて、衛生監視員と感染症担当保健師が協働できる体制を整えておくことの必要性について、事例をあげて記載した。

## (3) 保健所内の関係他部署や他職種との協働

面接及び調査票による調査の結果、感染症発生時に感染症担当保健師と衛生監視員が協働活動を行う上では、職種や根拠法による意識や視点のちがいが課題となっていることが明らかになった。しかし、切り口がちがっても、感染の拡大を防ぐことによって住民の健康を守るという最終的な目的は両者に共通している<sup>2)</sup>。

そこで、体制づくりガイドライン案では、感染症発生時に協働する際は、情報の共有によって協働活動の目的とそれぞれが果たすべき役割を常に確認しあうことに加え、常日頃からお互いの所管事業に協力しあったり情報交換を行ったりすることによって相互理解を深めておくことの必要性を記載した。

また、感染症発生時に感染症担当保健師と協働活動を行う上での課題が職種によって異なっていたため、職種ごとに課題の内容と協働活動を推進するための方策についても体制づくりガイドライン案に記載した。

## (4) 所内関係職員との情報共有

調査票調査の結果、平常時や感染症発時における情報の共有については、食品衛生監視員及び環境衛生監視員との協働活動における課題の内容として最も多く、感染症担当以外の保健師との協働活動における課題でも 2 番目に多かった。面接調査でも、感染症発時には、状況が時々刻々と変化する上、複数の職員が関わるため、初動対応から終結宣言までの毎朝夕、本庁所管課や地方衛生研究所等からの情報も含めて、現時点で判明していることや今後の見通し、個々の職員の活動

状況等について所内関係職員で情報を共有し、活動方針を統一することの重要性が指摘された。

そこで、体制づくりガイドライン案には、所内関係職員の情報共有の必要性と方法を記載した。方法には、面接調査から把握した事例と研究班メンバーの体験事例を提示した。

#### (5) 患者情報の管理

面接調査の結果、感染症発生時に感染症担当保健師と衛生監視員とが協働して疫学調査を行う際に記録様式が統一されておらず、それぞれが日頃の業務で使っている別々の様式を用いて記録している場合があることがわかった。

そこで、体制づくりガイドライン案には、調査票のひな形を作成しておく、発生事例の状況に応じて適宜アレンジして統一した書式を用いる必要性を記載した。

### 2) 感染症発生時に対応に従事する保健所職員の健康管理

#### (1) 感染予防対策

調査票調査の結果、発生時対応に従事する職員に対して抗体検査や予防接種を実施している保健所は半数にも満たなかった。実施している場合の対象疾患は、季節性のインフルエンザが約7割で最も多かったが、2番目はウイルス性肝炎で都道府県型36%、市区型14%、それ以外の疾患についてはほとんど行われていなかった。

そこで、体制づくりガイドライン案には、発生時対応を通じて職員が感染する可能性が高く、感染予防対策として予防接種が効果的な感染症をリストアップしておく、雇用者である自治体の安全配慮義務として、計画的に抗体検査や予防接種等を実施する必要性について記載した。

また、同じく調査票調査の結果、マスクや手袋、防護服等の感染症防護具の備蓄については、ほとんどの保健所でマニュアル等に明文化されていたものの、実践されていないところが多かった。

そこで、体制づくりガイドライン案には、日頃から感染症防護具を備蓄・補充しておく、感染症発生時に職員が防護具を適切に扱えるよう訓練しておくこと等の必要性について記載した。

#### (2) ストレス対策

感染症発生時には担当職員に大きな負担がかかりやすい。これらの負担がストレッサーとなって担当職員の心身に及ぼす悪影響については明らかにされていないが、消防署員等の災害支援者に関する先行研究<sup>3)4)</sup>から、感染症担当職員にも何らかの悪影響が生じる可能性は低くないと考えられる。

そこで、体制づくりガイドライン案には、発生時対応におけるストレス対策の必要性と対策例を記載した。

### 2. 感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりのためのガイドライン案に対する意見の収集

体制づくりガイドライン案の全体については、「段階毎に的確に整理されていて、内容も非常にわかりやすい」、「活動別に具体的にまとめられているため、わかりやすい。活動事例が複数掲載されており、実践的な活動がより理解しやすい」等、わかりやすいとの意見が多かった。また、「連携をとるべき部署や具体的な方法が明記されているため多いに活用できると思う」等、実践的で有用であるとの意見もあった。

改善すべき点としては、「細かい部分まで書かれていて理解しやすかったが、ボリュームが多い。もう少しコンパクトにまとめてある方が利用しやすい」、「本文の内容をまとめた図表があるとわかりやすい」との意見もあった。その一方で、「研修資料なのか、事例発生時に新人保健師でも最低限のことが行えるマニュアルなのかはっきりしない。後者であれば、すぐにやるべきことがわかるような書き方が必要だと思う」「よくある感染症に関する疫学調査の際のチェックシートがほしい」等、より具体的な記述を求める意見もあった。なお、同様の意見は、体制づくりガイドライン案だけでなく、「A. 感染症予防と早期発見に関わる保健所保健師の活動」のガイドライン案についても寄せられた。

この他に改善や追加すべき点として、以下の意見が得られた。

#### 1) 感染症発生時に備えた保健所内の体制整備

##### (1) 個人情報の漏洩防止策

保健所の感染症担当保健師から、「感染症発生による混乱時には思わぬ事故が起こりやすいため、疫学調査や関係機関との情報交換等の際の個人情報漏洩防止策について追加するとよいのではないか」との意見があった。

## (2) 所内関係職員との情報共有

感染症担当保健師から、「庁舎清掃を業者に委託している保健所では、職員の出勤前に業者が清掃を行うので、個人情報が書かれたホワイトボードをそのまま置いて帰ることはできない」との意見があった。また、職員1人に1台ずつパソコンが整備されている職場で、所内職員同士の情報交換にパソコンを活用している事例が示された。

## (3) 感染症担当保健師と衛生監視員との協働

都道府県本庁の環境衛生監視員から、「職種や根拠法による意識や視点のちがいについては、わざわざ書く必要はないのではないか」との意見が寄せられた。一方、感染症担当保健師からは、「環境衛生監視員と感染症担当保健師では、調査内容や専門性に重なる部分が少ないので役割分担しやすい。しかし、食品衛生監視員と感染症担当保健師では、疫学調査の質問内容や検便等、重なる部分は多いものの切り口が異なるので、役割分担に難しさがあるのではないかと思う。そこを互いに理解できると協働活動が進むのではないか」との意見があった。

## (4) 夜間休日・保健所開庁時の受付票

感染症担当保健師から、「感染症発生の第一報を受理したときに、職場や病院、自宅等、感染者の現在の所在地によって対応する保健所が変わってくるので、現在の所在地を記入する欄があるとよい」との意見があった。

また、「確定診断がつくまでに複数の医療機関を受診していることがしばしばあり、後になってからきくと回答を得にくいが、第一報受理の際にさらりときくと回答してくれる場合も多いので、いつ、どこを受診して、どのように診断されたのかを受付票に書けるようにしておくとよい」との意見があった。

## 2) 感染症発生時に従事する保健所職員の

## 健康管理

「自分自身の健康管理の必要性を認識できた」「人事課等にも根拠として明示しやすいのでよい」等、肯定的な意見が多くあった。

追加や改善すべき点として、以下の意見が得られた。

### (1) 感染症防護具の備蓄

保健所の感染症担当保健師から、N95マスクのフィットテストを行う必要性や、防護具の着脱訓練の際に各自のサイズを確認させ、全職員のサイズ一覧表をつくっておくことにより物品を計画的に購入している事例が示された。

### (2) ストレス対策

感染症担当保健師から、「感染症担当である以上、公務災害（＝自分が感染すること）も仕方がないと思っていた。しかし、子どもができ、自分自身が感染源になるかもしれないとの不安を常に持つようになった。そのようなときに、上司や感染症担当の先輩保健師がいろいろと具体的にアドバイスしてくれたことで不安の軽減ができた。感染症業務に関する悩みや負担に対して的確なアドバイスをしてくれる人の存在がストレス対策に有効なのではないか」との意見が寄せられた。また、特定の職員に過重な負担がかからない体制づくりの方法として、感染症業務を担当する保健師の複数配置や、計画的な業務ローテーションが提案された。

## D. 考 察

### 1. 体制づくりガイドライン案の有用性

意見収集の結果、体制づくりガイドライン案は、現場の感染症担当保健師や関係職種からみてわかりやすく、実践的で有用であると考えられる。とりわけ、発生時対応に従事する職員の健康管理については、その必要性を職員自身に認識させる効果のあることが確認された上、体制整備のために人事担当部署等に提示する根拠として活用しうる可能性が示唆された。

## 2. 体制づくりガイドライン案の精錬

### 1) ガイドライン案の活用方法

体制づくりガイドライン案だけでなく、[感染症予防と早期発見に関わる保健所保健師の活動] のガイドライン案についても、これを読めば新人保健師でも最低限の対応ができるようなマニュアルとして、より具体的な記述を期待する意見があつた。

しかし、これらのガイドライン案からなる [感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドライン案] は、そうしたマニュアルではなく、感染症発生時に備えた平常時の感染症対策に関する保健所保健師の活動として、どの保健所にも共通する基本的な考え方や視点、役割を示すことによって、現在実施している活動を見直したり、各保健所の状況に合わせた実践マニュアルの作成等を含め、よりよい活動方法を検討したりするために役立ててもらうことを目的として作成した指針である。

そこで、[感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドライン] の冒頭に「本ガイドラインの活用方法」の項を設け、その旨を記載した。

この他、方法 2 で得られた意見をふまえて、以下の通り体制づくりガイドライン案を精錬した。

### 2) 主な内容の表示

本文の内容が一目見てわかるように、主な項目を表に示した。

### 3) 感染症発生時に備えた保健所内の体制整備

#### (1) 個人情報の漏洩防止策

誤送信の可能性がある FAX を使用する際には個人情報保護に十分配慮する必要性を記載し、具体策を例示した。

#### (2) 所内関係職員との情報共有

ホワイトボードの活用について、庁舎清掃の委託業者の目に触れないための方策を記載した。また、パソコンを利用した情報共有の方法についても例示した。

#### (3) 感染症担当保健師と衛生監視員との協働

感染症担当保健師と衛生監視員との協働活動における意識や視点のちがいについては、保健師と

他職種との間で意見が分かれたが、方法 1 の面接調査や方法 2 から、課題として認識している感染症担当保健師が複数存在することが確認された上、保健師からは記載不要との意見がなかつたことから、削除しなかつた。

#### (4) 夜間休日・保健所開庁時の受付票

夜間休日受付票及び保健所開庁時受付票に、感染症発生の第一報を受理した時点での感染者の所在地、それまでの受診経過について記載する欄を追加した。

### 4) 感染症発生時に応じて従事する保健所職員の健康管理

#### (1) 感染症防護具の備蓄

N95 マスクのフィットテストと防護具のサイズ確認について、必要性と実施方策を記載した。

#### (2) ストレス対策

特定の職員に過重な負担がかからない体制づくりとして、職員の複数配置や計画的な業務ローテーションを実施することを例示した。また、感染症発生時対応の経験豊かな先輩職員が身近に存在することの意義についても記載した。

## E. 結論

全国保健所の感染症担当保健師を対象とした活動実態調査の結果に関する詳細な分析、文献検討、研究者間での討議により、感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりについて要点を抽出し、ガイドライン案を作成した。このガイドライン案について、感染症担当保健師等から意見を収集し、研究者間で共有・討議することによって有用性の確認と精錬を行った。その結果から、体制づくりに関するガイドラインは、わかりやすく、実践的で有用なものであると考えられる。

質問紙調査に御協力下さった全国保健所の感染症担当保健師の皆様、個別面接やグループインタビュー等でご意見をお聞かせ下さった保健師及び関係職種の皆様、本研究班のオブザーバーとしてご支援下さった厚生労働省健康局総務課地域保健室・保健指導室室長補佐の前田光哉様と清水昌毅

様、同保健指導室保健指導専門官の歟物祐子様、  
国立保健医療科学院公衆衛生政策部地域保健シ  
ステム室長の武村真治様に、心より感謝申し上  
げます。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

1. 大澤真奈美、小池亜紀子、櫻山豊夫、山口佳子、森仁実、鈴木久美子、春山早苗：平常時における感染症対策に関わる保健所保健師の活動実態（第1報）、日本公衆衛生雑誌、55(10)特、336、2008.
2. 山口佳子、大澤真奈美、森仁実、小池亜紀子、櫻山豊夫、鈴木久美子、工藤奈織美、塚本友栄、舟迫香、青木さぎ里、春山早苗：平常時における感染症対策に関わる保健所保健師の活動実態（第4報）、日本公衆衛生雑誌、55(10)特、337、2008.

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

#### 引用文献

- 1) 厚生労働省食品安全部：中国産冷凍餃子を原因とする薬物中毒事案について－行政及び事業者等の対応の検証と改善策－、平成20年7月、  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/china-gyoza/d1/01.pdf>
- 2) 櫻山豊夫：地方自治体における技術職の現任研修の現状と課題 東京都の場合－監視職を中心 に、公衆衛生、73(2), 2009, pp119-122.
- 3) 金吉晴他：災害時地域精神保健医療活動ガイドライン、平成13年度厚生科学研究費補助金（厚生科学特別研究事業）、2003.
- 4) 松井豊：慘事ストレスへのケア、プレーン出版、2005.

## 分担研究報告

感染症発生時に備えた

保健所内外の体制づくりのためのガイドライン 2

## 感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりのためのガイドライン2

分担研究者 大澤真奈美 群馬県立県民健康科学大学看護学部准教授

**研究要旨：**昨年度実施した全国の感染症担当保健所保健師の活動実態調査の分析と文献検討を元に、感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりのためのガイドラインを作成した。本年度は昨年度作成したガイドラインに対し、感染症担当の保健師、並びに入職3～4年目の保健師、その他の保健所内職種、保健所保健師対象の研修担当職員等へのヒアリング、並びに、自記式意見記入用紙による意見収集によりガイドラインを精錬した。本稿ではガイドラインの中から、1. 関係機関や住民との連携・協働体制づくり、2. 感染症の発生時対応に関するマニュアル、3. 感染症の集団発生を想定した訓練の実施、についてその内容を報告する。

### 研究協力者

天田 静子 群馬県健康福祉局保健予防課  
宮前 真由美 群馬県太田保健福祉事務所  
長谷川 喜代美 群馬県立県民健康科学大学

### A. 研究目的

本研究の目的は、平常時における感染症対策に関わる保健所保健師の活動と保健所の活動体制の実態を調べ、その成果と課題から重要となる保健師の活動や活動方法を明らかにし、平常時の保健所保健師活動のモデルとなる感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりのためのガイドラインを作成することである。本稿では作成したガイドラインの中から、1. 関係機関や住民との連携・協働体制づくり、2. 感染症の発生時対応に関するマニュアル、3. 感染症の集団発生を想定した訓練の実施、について報告する。

### B. 研究方法

本研究は2年目の最終年にあたる。昨年度は、文献検討と討議に基づき調査項目を検討し、保健所保健師と他職種への面接調査により感染症に関わる活動状況を詳細に調べた。その結果に基づき、全国の感染症担当保健所保健師を対象とした質問紙調査を実施し、活動実態、その結果と課題を明

らかにするなどの詳細な分析と文献検討を加え研究者間で討議し、感染症対策における平常時の保健所保健師として重要となる活動を明確にし、その活動方法を検討した。その結果から活動方法の要点を抽出し、感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドライン案を作成した。今年度は、昨年度作成したガイドライン案に対して感染症担当保健師、並びに、入職3～4年目の保健師、その他の保健所内職種等へのヒアリング並びに自記式意見記入用紙による意見収集を行いガイドラインを精錬した。

#### (倫理的配慮)

ヒアリング、並びに、自記式意見記入用紙による意見収集を依頼する対象者の所属施設長に対し、文書により本研究の趣旨及び協力を依頼し了解を得た。ヒアリング対象者に対し、文書により本研究の趣旨等を説明し、文書又は口頭により研究協力への同意を得た。自記式意見記入用紙による意見収集を行なう対象へも文書により同様に説明し、自記式意見記入用紙の返信により同意とみなした。

### C. 研究結果

ガイドラインでは、感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりについて、重要な活動を示した。本稿では、ガイドラインに示した要点（表

1) のうち、III. 関係機関や住民との連携・協働体制づくり、IV. 感染症の発生時対応に関するマニュアル、V. 感染症の集団発生を想定した訓練の実施、について、その結果を報告する。

表1 感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりの要点

| I 感染症発生時に備えた保健所内の体制整備                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------|
| 1. 第一報の受理から初動体制づくりまで<br>保健所閉庁時の第一報受理体制、保健所開庁時の第一報受理体制、初動体制づくり、管理職不在時の対応 |
| 2. 初動対応から終息宣言まで<br>感染者情報の管理、所内関係職員の情報共有、感染症担当保健師と所内職員との協働               |
| 3. 終息宣言の後                                                               |
| II 所内職員を対象とする感染症対策のための研修                                                |
| III 関係機関や住民との連携・協働体制づくり                                                 |
| 1. 関係機関との連携・協働体制づくり<br>地方衛生研究所、医療機関・医師会、市町村、学校・教育委員会                    |
| 2. 住民との連携・協働体制づくり                                                       |
| IV 感染症の発生時対応に関するマニュアル                                                   |
| V 感染症の集団発生を想定した訓練の実施                                                    |
| VI 感染症発生時の対応に従事する保健所職員の健康管理                                             |
| 1. 感染予防対策                                                               |
| 2. 毎日の健康チェックと有症状時の対応                                                    |
| 3. ストレス対策                                                               |

## 1. 関係機関や住民との連携・協働体制づくり

### 1) 関係機関との連携・体制づくり

保健所の所管課のみで対応できる小規模の感染症集団発生を越えた大規模な集団発生時には、第一報から終息までの一連の過程で、関係機関や住民との連携・協働が重要になる。平常時からの体制づくりのいかんにより、感染症のまん延を拡大させ、終息を長引かせる事態となってしまう。

厚生労働省は平成13年に示した健康危機管理ガイドラインにおいては、保健所が地域における健康危機管理の拠点として機能強化に取り組む方向性が示されたが、保健所は管内市町村や医療機関等の活動を調整して、必要なサービスを住民提供できる仕組みづくりを行なうなど、健康危機に対応する主体となる役割を持つ。すなわち保健所では組織を超えて、関係機関の活動を調整する役割を担うことになる。その際には関係機関の感染症危機管理に関する意識を高め、感染症危機管理の体制づくりに各機関が参加する意識を持ったための働きかけも必要となる。2002年から2003年に

かけて世界的に流行したSARSの場合は、各国で医療機関に勤務する専門職員の知識不足や対応の不備が感染症の拡大を助長したという事実がある<sup>1)</sup>。また、健康危機管理では、情報の集約と伝達システムの確立が重要となることから、保健所内外の情報の流れを明確にしておく必要性もある。

そこで、作成したガイドラインには、地方衛生研究所、医療機関・医師会、市町村、教育委員会について、具体的にその連携・協働の必要性と方向性を記載した。

#### (1) 地方衛生研究所

ガイドラインでは、保健所において実施する疫学調査において原因の究明が困難な場合などは、特に地方衛生研究所との連携・協働は必須であるため、検査の依頼にかかる取り決め、情報の流れなどを明確にしておく必要性を記載した。

#### (2) 医療機関・医師会

感染症に罹患し、症状が出ると、住民はまず医療機関を受診するが、医療機関は病気により抵抗力が低下した不特定多数の人々が集まるところから、医療機関という場を通して人々への感染拡大が起こり得ると考えられる。

ガイドラインでは、平常時からの保健所と医療機関・医師会との情報の流れや、受診の際の対応などを明確にしておく必要性を記載した。

#### (3) 市町村

感染症の集団発生が起こった場合、より明確な情報を求める住民の市町村への問い合わせが殺到することが予測される。しかしながら、市町村に対する調査では<sup>2)</sup>感染症を担当する部署や保健師がいない市町村が約4割という結果であった。

ガイドラインでは、市町村での対応窓口の設置やなどを含め、保健所と市町村との連携の必要性を記載した。

#### (4) 学校・教育委員会

地域において学校は多数の児童・生徒が集まる場所であることから感染症の集団感染が起こりやすい施設である。また感染した児童・生徒を介して家族に拡がり、地域にさらに拡がっていく恐れがある。しかしながら、児童・生徒に感染症が発

生した場合、感染の拡大防止のために行なう学級閉鎖は、その指標について、原則的な取り決めではなく、また児童・生徒の健康管理と学級閉鎖を判断する部署が必ずしも一致しない場合がある。これによる判断の違いなどから、間違った判断により感染が拡大していく危険もある。

ガイドラインでは、学校において集団感染を防ぎ、地域へのさらなる拡大を防ぐためには、学校、教育委員会と地域の保健所とが強力な連携体制を平常時から整えておくことが極めて重要であることを記載した。

## 2) 住民との連携・体制づくり

昨今マスメディアでは新型インフルエンザ等の感染症がとり上げられる機会も増え、住民の感染症への関心は高まりつつある。日頃から感染症について、知識や流行の状況などを住民に提供することは、住民の意識を高める啓発教育として重要である。しかし、無計画で断片的な情報の提供は、かえって人々の不安を増長させ、パニックを引き起こす。

そこで、ガイドラインでは、そのような事態を避けるために、適切で迅速、かつ計画的で、マスコミとも連携した情報提供の必要性を記載した。

また住民への情報提供においては、保健所保健師が実施する機会も多い。保健師は対人支援の専門職として、住民の人権を踏まえた対応を実施できる立場から役割を發揮すべきであることを記載した。

## 2. 感染症の発生時対応に関するマニュアル

7都道府県の保健所を設置しない約650の市町村を対象とした調査<sup>3)</sup>によると、食中毒や感染症集団発生を経験している市町村は約3割であり、保健所に求める支援としては食中毒・感染症発生の再発防止と予防策によるマニュアル作成又は作成への関与が最も多かった。感染症の集団発生時は、多くの機関や住民組織が対応するが、全体の体制を明確にした上で、各機関、組織毎の具体的なマニュアルを作成することが必要である。その際には地域や各組織の実情を反映したマニュアルの保健師だけでは対応不可能であり、保健師の

を作成すること、そして前述のとおり、保健所は各機関・組織のマニュアル作成を、健康危機管理の主体として支援していく役割がある。さらに、実際に集団発生が起こった際に即座に対応できるように、マニュアルを用いたシミュレーションの確認や訓練の積み重ねも必要である。

## 3. 感染症の集団発生を想定した訓練の実施

感染症の集団発生に備え、マニュアルを用いた訓練を日頃から定期的に実施することが、実際への確実な対応に繋がる。ガイドラインでは、特に感染症の集団発生時には、保健所長が迅速な判断に基づき、的確な指揮命令系統を樹立することになるため、訓練においても保健所長を中心とした指揮命令系統の確認など、平常時からの積み重ねが必要であることを記載した。

また実際に感染症集団発生が起こったときには、マニュアルに基づいた適切な行動を関係機関がとれるレベルまで訓練の成果が定着されねば、実際には機能しない。従って、保健所外の関係機関も含めた訓練を平常時から計画し、異動により担当者が替わっても確実に対応できるように、毎年定期的に開催する必要性が示された。

## D. 考察

本研究により作成した、感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりのためのガイドラインは、現場で実際に感染症業務に関わっている保健師等の活動実態や意見を元に作成したことにより、感染症集団発生という健康危機に対し、平常時から保健所保健師が取り組むべき活動の全体像と、活動の方向性を検討するために有効となる内容を示すことができた。たとえ保健師が少数配置であっても、感染症対策を担う組織の一員としての役割認識と保健師の専門性に依拠した役割認識に基づき、自律した判断と活動ができる目的として本ガイドラインを作成したが、関係機関や住民との連携・協働では、保健所としての感染症対策における社会的役割の重要性も大きく、この体制づくりにおける役割は保健所内の一専門職種であるならず保健所長と中心とした組織としての役割

も重要となる。

従って、ガイドラインは、保健師のみならず保健所の保健所長や他の保健所の専門職種のガイドラインとしても参考になるものと考える。

#### E. 結論

全国保健所の感染症担当保健師を対象とした活動実態調査の結果に対する詳細な分析、文献検討、研究者間での討議により、感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりについて要点を抽出し、ガイドライン案を作成した。このガイドライン案について、感染症担当保健師等から意見を収集し、研究者間で共有・討議することによって有用性の確認と精錬を行なった。その結果から、体制づくりに関するガイドラインは、わかりやすく、実践的で有用なものであると考えられる。

質問紙調査にご協力頂いた全国保健所の感染症担当保健師の皆様、個別面接やグループインタビュー、ヒアリングなどでご意見をお聞かせ下さった保健師及び関係職種の皆様、本研究班のオブザーバーとしてご支援下さった厚生労働省健康局総務課地域保健室・保健指導室室長補佐の前田光哉様、清水昌毅様、同保健指導室保健指導専門官の飼物裕子様、国立保健医療科学院公衆衛生政策部地域保健システム室長の武村真治様に心より感謝申し上げます。

#### F. 健康危機情報

なし

#### G. 研究発表

1. 大澤真奈美、小池亜紀子、櫻山豊夫、山口佳子、森仁実、鈴木久美子、春山早苗：平常時における感染症対策に関わる保健所保健師の活動実態（第1報），日本公衆衛生雑誌，55(10)特，336, 2008.
2. 山口佳子、大澤真奈美、森仁実、小池亜紀子、櫻山豊夫、鈴木久美子、工藤奈織美、塚本友栄、舟迫香、青木さぎ里、春山早苗：平常時における感染症対策に関わる保健所保健師の活動実態（第

4報），日本公衆衛生雑誌，55(10)特，337, 2008.

#### H. 知的財産権の登録・出願状況 なし

#### 引用文献

- 1) WHO西太平洋地域事務局 押谷仁監修：SARSいかに世界的流行を止められたか，(財)結核予防会，平成19年12月。
- 2) 春山早苗他：厚生労働科学研究費補助金(地域健康危機管理研究事業)平成19年度研究成果報告書「結核・感染症の発生に備えた保健所保健師の平常時体制づくり並びに現任教育プログラムの開発に関する研究」，2008.
- 3) 牛尾裕子他：市町村保健師の健康危機管理に関する実態調査，厚生労働科学研究費補助金（がん予防等健康科学総合研究事業）平成15年度総括・分担研究報告書「地域の健康危機管理における保健所保健師の機能・役割に関する実証的研究」，49-66, 2004年3月.

## 分担研究報告

新型インフルエンザ対策に関する保健所保健師の基本的な活動指針

平成 20 年度厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）  
分担研究報告書

新型インフルエンザ対策に関する保健所保健師の基本的な活動指針

研究分担者 櫻山 豊夫 東京都福祉保健局技監

**研究要旨：**

「結核・感染症の発生に備えた保健所保健師の平常時体制づくり並びに現任教育プログラムの開発に関する研究」の一環として、昨年度の調査結果を踏まえ、「感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドライン」を作成するにあたり、新型インフルエンザ対策に関する保健所保健師の基本的な活動指針案を作成し、保健師を含む多職種に対して面接調査を実施した。

各職種からは、保健師に対する期待とともに、活動指針についての改善点、新型インフルエンザ対策に関する留意点など、有意義な意見が寄せられた。

**研究協力者**

石井 浩子 東京都福祉保健局健康安全部  
高橋 祥子 東京都福祉保健局保健政策部  
井上 愛子 東京都福祉保健局保健政策部

**A. 研究目的**

感染症対策においては感染症発生時の対応と共に、感染症を予防し、また感染症の発生に備えた平常時の体制づくりが重要となる。世界各国と同様、新型インフルエンザの発生に備えているわが国において、その重要性はますます高まっている。

本研究の目的は、近年の感染症と保健所を取り巻く、このような状況を踏まえ、保健所保健師が感染症対策を担う保健医療従事者の一人として他職種と連携しながらどのように活動していくべきか、特に「新型インフルエンザ」対策に関する活動について、活動の基礎となる基本的知識、対策など、保健所保健師の基本的な活動指針を検討することである。活動指針の作成によって、保健師を含む多職種間の連携による体制整備に資することを目指した。

**B. 研究方法**

**1 調査対象**

保健所に勤務する経験及び感染症対策の経

験を有する東京都の保健師 3 名、並びに、東京都の感染症対策などを所管する部署に勤務し、保健所等で保健師とともに勤務した経験を有する保健師以外の職種（医師、獣医師、薬剤師、食品衛生監視員、環境衛生監視員、事務系職員）、各職種 1 名の計 9 名を対象とした。

調査対象の選定にあたっては、経験豊かな職員について所属長からの推薦を得た。

**2 調査項目**

「新型インフルエンザ対策に関する保健所保健師の基本的な活動指針【案】」について、「実践に即した現実的かつ有用性のあるものかどうかに関する意見」、「不足している視点や内容」、「その他の意見」、加えて記載内容の妥当性、根拠等について意見を求めた。

**3 調査方法**

昨年度の調査結果を踏まえて、「新型インフルエンザ対策に関する保健所保健師の基本的な活動指針【案】」を作成し、各調査項目について調査対象者に面接調査を実施した。

調査期間は平成 20 年 12 月 15 日～平成 21 年 1 月 20 日であった。

**(倫理面への配慮)**

調査の趣旨、個人や所属が特定できるような表記はいかなる場合にも用いないこと、本研究以外の目的に使用することは決してないこと、

調査への協力は自由意思であることを、あらかじめ文書を用いて説明し、口頭により調査への同意を得た。

面接調査は対象者のプライバシーに配慮し、他の所属職員から隔絶した場所で行った。

#### 4 分析方法

「新型インフルエンザ対策に関する保健所保健師の基本的な活動指針【案】」の内容について、各調査対象から得られた面接調査の結果をもとに、保健所、並びに、保健所保健師の役割、今後の感染症対策の方向性などの観点から検討し、より実用性のあるものになるよう活動指針を精錬した。

#### C. 研究結果

内容が理解しやすく、現実的で有用性があり、活用度が高い（食品衛生監視員）、内容がわかりやすい（獣医師）など、評価する意見が多くかった。

また保健師からは、内容について、新人保健師、感染症業務担当の新任保健師の双方に、さらには他の業務を担当する保健師にも役立つものであるとの意見があった。また他の職種からは保健所に勤務する他の職種にとってもわかりやすいとの意見があった（獣医師、食品衛生監視員、環境衛生監視員、事務職員）。

その他には、用語の用い方について、「抗インフルエンザ薬」、「抗インフルエンザウイルス薬」、あるいは「抗ウイルス薬」などが混在していることについて、正確性や統一性を求める意見（薬剤師）、薬品名についても「リン酸オセルタミビル」を「オセルタミビルリン酸塩」に訂正する指摘（薬剤師）などがあった。

医師からは「パンデミックインフルエンザ」の用語の用い方や、「抗体」と「抗体価」、「致死率」の用語の定義、さらにはスペインかぜの際の死者数、などについて指摘があった。

#### D. 考察

第2次世界大戦終了後の日本は、占領軍 GHQ のサムス准将の言葉を借りれば<sup>1)</sup>、中性ヨーロッパ並みの医療水準と思われるほど、医療体制は崩壊しており、そのなかで、赤痢、腸チフスなどの経口感染症が多発するとともに、また結核も猛威を振るっていた。その頃の公衆衛生対策、地域保健上の重要課題は、まさに感染症対策であり、保健師の感染症対応技術も優れたものがあったろう。その後環境衛生水準の向上、抗生物質の普及を始めとする医療の進歩もあり、疾病構造が変化するなかで、保健師の感染症に対するスキルも低下してきた事実は否めない。

しかし21世紀に入って、国際化の進展もあり、新興・再興感染症をはじめとする感染症の脅威が高まり、新型インフルエンザ発生の危険性も高まるなか、昨年度の研究報告でも指摘されていたように、保健師への期待は高い。本年度の研究においても、他の職種からの保健師への期待には大きなものがあると感じられた。

「新型インフルエンザ対策に関する保健所保健師の基本的な活動指針【案】」について、概ね好意的な評価が見られた。内容が適正であるとも考えられるが、新型インフルエンザウイルスが未だ発生していない状況のなかで、評価できる状況になかった可能性もある。

一方で保健師を含む多職種から、内容が新人保健師、新任保健師双方に役立つとの意見があり、特に他の職種からも参考になる旨の意見があつたことは、記載内容の妥当性を示唆している。

記述された内容については、ウイルスの変異、鳥インフルエンザの状況、ワクチン、抗インフルエンザウイルス薬など、基本的知識を網羅しており適切な内容と考えられるが、ワクチンの有効性などについては、なお議論のあるところであり、今後、知見の進歩とともに改定されることが望ましい。

医師、薬剤師からは、その専門性を生かした